

経営状況分析を
申請される皆様へ

財団法人建設業情報管理センター
(略称: CIIC)

建設業法施行規則等の改正についてのお知らせ(ご参考)

平素は当財団へ経営状況分析のご申請をいただき、誠にありがとうございます。

今般、建設業法施行規則等の一部改正が行われ、平成22年4月1日より財務諸表様式が見直されることとなりましたので、その概要について取り急ぎお知らせいたします。

なお、ご不明な点などございましたら、最寄りの支部・事務所までお問合せください。

経営状況分析の申請につきましては、引き続き当財団をご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 建設業法施行規則等の主な改正内容

公 布 : 平成22年2月3日

施 行 : 平成22年4月1日

(経過措置)

注記表は、平成21年3月31日以前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能

(1) 建設業法施行規則の一部改正

① 貸借対照表(別記様式第15号)の見直し

勘定科目として「リース資産」、「リース債務」を追加 ほか

② 注記表(別記様式第17号の2)の見直し

金融商品、賃貸不動産の時価評価に関する注記の記載欄を追加 ほか

③ 用語の整理(別記様式第15号、第16号、第18号、第19号)

(2) 関連告示の一部改正

建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和五十七年建設省告示第千六百六十号)の改正

改正内容の詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

[建設業法施行規則等の改正について](#)

(国土交通省ホームページへリンク)

2. 電子申請対応版『CIIC分析パック』の変更について

今般の改正に対応してバージョンアップいたします。

法人用・個人用ともに平成22年3月中旬頃、当財団のホームページに掲載する予定です。

以上